

掛川市規則第41号

掛川市二の丸美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市二の丸美術館条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市二の丸美術館条例施行規則（平成27年掛川市規則第5号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「第13条」を「第15条」に改める。

第2条第1項ただし書中「入館時間は、午後4時30分までとする」を「条例第13条第2項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 入館は、閉館時刻の30分前までとする。

第2条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、第1項の規定による開館時間の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定による休館日の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第4条から第7条までを次のように改める。

（公告）

第4条 市長は、条例第5条第1項の規定により美術館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定をする予定期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（指定の申請）

第5条 条例第13条第1項の規定による申請を行うものは、掛川市二の丸美術館指定管理者指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 美術館の管理に関する業務の収支予算書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第6条 市長は、条例第13条第2項の規定による指定をしたときは、指定したものに対し、掛川市二の丸美術館指定管理者指定書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業報告)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後、条例第5条第2項各号に規定する業務に関し、事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

掛川市二の丸美術館指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

掛川市二の丸美術館の指定管理者の指定を受けたいので、掛川市二の丸美術館条例施行規則第5条第1項の規定により、申請します。

（注）申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- （1）事業計画書
- （2）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- （3）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- （4）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5）美術館の管理に関する業務の収支予算書
- （6）その他市長が必要と認める書類

掛川市二の丸美術館指定管理者指定書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、掛川市二の丸美術館
条例第13条第2項の規定により、次のとおり指定したので、掛川市二の丸美術館条例施行規則第
6条の規定により、通知します。

指定をした施設	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

（注）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、掛川市二の丸美術館条例に定め
るもののほか、詳細については、協議の上、別に定めるものとする。

様式第3号から様式第6号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による公告は、この規則の施行の日前においても行うことができる。